

○新潟市食品衛生法施行条例

平成12年3月28日条例第9号

改正 令和2年3月26日条例第16号

新潟市食品衛生法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき定める食品衛生検査施設の設備の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

2 令第8条第1項の規定に基づき定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

(手数料)

第3条 法第25条第1項及び法第26条第1項の規定による市長が行う検査を受けようとする者は、新潟市衛生環境研究所条例（平成18年新潟市条例第90号）第4条の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第4条 法第52条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際、納めなければならない。

2 新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）第2条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を申請の際、納めなければならない。

3 法第52条第1項及び新潟県食品衛生条例第2条第1項の規定による営業（季節的及び臨時的な営業を除く。）の許可を受けた者が、その有効期間の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、別表第2又は別表第3に定める額の半額の手数を申請の際、納めなければならない。ただし、市場等定置喫茶店営業（喫茶店営業のうち、市日の市場及び祭礼の会場に限り営まれるものをいう。以下同じ。）及び食品行商の許可を受けた者は、同表に定める額の手数を全額納めなければならない。

4 前3項の手数は、納入通知書又は市長が定める方法により納入しなければならない。

- 5 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者若しくはこれらに準ずる者から申請があったとき、又は市長が特に必要と認めるときは、手数料を免除することができる。
- 6 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第3号）

この条例は、平成16年2月27日から施行する。

附 則（平成17年条例第157号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第137号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第33号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第101号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第38号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第23号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第54号）

この条例は、平成30年12月28日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 営業者の遵守すべき管理運営基準については、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、改正前の第3条に規定する基準によるものとする。

別表第1（第2条関係）

- 1 理化学検査室，微生物検査室，動物飼育室，事務室等を設けること。
- 2 純水装置，定温乾燥器，ディープフリーザー，電気炉，ガスクロマトグラフ，分光光度計，
高圧滅菌器，乾熱滅菌器，恒温培養器，嫌気培養装置，恒温槽その他の検査又は試験のため
に必要な機械及び器具を備えること。

別表第2（第4条関係）

- 1 飲食店営業許可申請手数料
 - (1) 飲食店営業許可申請手数料 1件につき16,000円
 - (2) 季節飲食店営業許可申請手数料 1件につき8,000円
 - (3) 臨時飲食店営業許可申請手数料 1件につき4,000円
- 2 喫茶店営業許可申請手数料
 - (1) 喫茶店営業許可申請手数料 1件につき9,600円
 - (2) 季節喫茶店営業許可申請手数料 1件につき6,700円
 - (3) 臨時喫茶店営業許可申請手数料 1件につき4,000円
 - (4) 市場等定置喫茶店営業許可申請手数料 1件につき2,000円
- 3 菓子製造業許可申請手数料
 - (1) 菓子製造業許可申請手数料 1件につき14,000円
 - (2) 臨時菓子製造業許可申請手数料 1件につき3,500円
- 4 あん類製造業許可申請手数料 1件につき14,000円
- 5 アイスクリーム類製造業許可申請手数料 1件につき14,000円
- 6 乳処理業許可申請手数料 1件につき21,000円

- 7 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 8 乳製品製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 9 集乳業許可申請手数料 1件につき9,600円
- 10 乳類販売業許可申請手数料
 - (1) 乳類販売業許可申請手数料 1件につき9,600円
 - (2) 臨時乳類販売業許可申請手数料 1件につき3,500円
- 11 食肉処理業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 12 食肉販売業許可申請手数料
 - (1) 食肉販売業許可申請手数料 1件につき9,600円
 - (2) 臨時食肉販売業許可申請手数料 1件につき3,500円
- 13 食肉製品製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 14 魚介類販売業許可申請手数料
 - (1) 魚介類販売業許可申請手数料 1件につき9,600円
 - (2) 臨時魚介類販売業許可申請手数料 1件につき3,500円
- 15 魚介類競り売り営業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 16 魚肉練り製品製造業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 17 食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 18 食品の放射線照射業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 19 清涼飲料水製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 20 乳酸菌飲料製造業許可申請手数料 1件につき14,000円
- 21 氷雪製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 22 氷雪販売業許可申請手数料 1件につき14,000円
- 23 食用油脂製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 24 マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 25 みそ製造業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 26 しょうゆ製造業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 27 ソース類製造業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 28 酒類製造業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 29 豆腐製造業許可申請手数料 1件につき14,000円
- 30 納豆製造業許可申請手数料 1件につき14,000円

- 31 麺類製造業許可申請手数料 1件につき14,000円
- 32 そうざい製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 33 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料 1件につき21,000円
- 34 添加物製造業許可申請手数料 1件につき21,000円

別表第3（第4条関係）

- 1 つけ物製造業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 2 魚介類加工業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 3 もち製造業許可申請手数料 1件につき16,000円
- 4 食品の小分包装業許可申請手数料 1件につき9,600円
- 5 弁当類又はそう菜類販売業許可申請手数料
 - (1) 弁当類又はそう菜類販売業許可申請手数料 1件につき9,600円
 - (2) 臨時弁当類又はそう菜販売業許可申請手数料 1件につき3,500円
- 6 冷凍食品販売業許可申請手数料
 - (1) 冷凍食品販売業許可申請手数料 1件につき9,600円
 - (2) 臨時冷凍食品販売業許可申請手数料 1件につき3,500円
- 7 豆腐販売業許可申請手数料
 - (1) 豆腐販売業許可申請手数料 1件につき9,600円
 - (2) 臨時豆腐販売業許可申請手数料 1件につき3,500円
- 8 食品行商許可申請手数料 1件につき2,000円